

参 考

1. 用語集

あ行

液状化 地表付近の地下水を含んだゆるい砂層が、地震動により強度を失い、液体状になること。

か行

寄宿舍 学校・事務所・病院・工場等の事業者が設置する居住施設で、主として学生、職員、従業者等のうち、主に単身者を対象とする複数の寝室を有し、食堂、浴室等の共同施設が設けられたもの。

急傾斜地崩壊危険区域 崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害の恐れのあるものであって、急傾斜地の崩壊が助長・誘発される恐れがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域を包括する区域。
(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

居住誘導区域 人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスや公共施設等が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

区域区分 市街化区域と市街化調整区域の区分。

グリーンツーリズム 農山漁村地域において自然・文化、農林漁業との触れ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

公共下水道 主に市街地における下水を処理するために地方公共団体が管理する下水道。

合計特殊出生率 「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

国勢調査 国内に住んでいるすべての人と世帯を対象として、人口・世帯等の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とした統計調査。

国土数値情報 地形、土地利用、公共施設などの国土に関する基礎的な情報をGIS（地理情報システム）データとして整備したもの。

国土利用計画 国土利用計画法に基づき、国、県、市区町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画。

国立社会保障・人口問題研究所 厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、社会保障政策や制度についての研究を行っている。

コンパクト・プラス・ネットワーク（集約連携型都市構造）

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携した、コンパクトなまちづくり。

さ行

市街化区域

既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。

市街地開発事業

都市計画法に規定されている事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の総称。一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物などの整備を一体的に行い、健全な市街地を形成することを目的とする。

地すべり防止区域

地すべりを起こしている区域、または地すべりを起こす恐れが極めて大きい区域とこれに隣接する区域のうち、地すべりを助長・誘発する恐れのある土地の区域。（地すべり等防止法）

小規模保育事業所

保育園より少人数（定員 6 人～19 人）で、保護者の就労または疾病等により保育を必要とする児童（0 歳～2 歳児まで）を預かる施設。

人口密度

人口と土地面積の関係を示す指数となるもので、単位面積当たりの人口数を示すもの。

浸水想定区域

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。（水防法）

スプロール

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

総合計画

市町村が、その地域全体について、総合的かつ効率的な行政・財政の運営を目的として策定する最も基本的な計画で、市町村の将来の姿や実現に向けた政策等について示したもの。

た行

地区計画

建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための地区単位の計画。一般的な地区計画では、その地区にふさわしい建築物の用途の種類、建ぺい率、容積率のほか、壁面の位置や高さ、形態・意匠等の制限、垣または柵の構造等を定めることができる。

ディベロッパー

宅地開発や新築マンション開発、都市開発、都市の再開発、リゾート開発などを手がける開発事業者。

DID 地区（人口集中地区）

国勢調査において設定される統計上の地区（Densely Inhabited District：人口集中地区）。基本的には、人口密度が 4,000 人/km² 以上の基本単位区が互いに隣接し、人口が 5,000 人以上となる範囲に設定される。

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>低未利用土地権利設定等促進計画</p> | <p>低・未利用地の権利者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画。</p> |
| <p>東遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> | <p>静岡県の東遠地域に位置する掛川市と菊川市を跨ぐように設定された都市計画区域（東遠広域都市計画区域）において、都道府県が都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針。</p> |
| <p>都市インフラ</p> | <p>都市及び都市活動を支える基盤の総称。道路・鉄道・港湾・ダムなど産業基盤の社会資本、および学校・病院・公園・社会福祉施設等の生活関連の社会資本など。</p> |
| <p>都市機能増進施設</p> | <p>医療・福祉・商業その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な機能を持つ施設のこと。</p> |
| <p>都市機能誘導区域</p> | <p>福祉・医療・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導して集積することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域。</p> |
| <p>都市計画運用指針</p> | <p>国として、今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示した指針。</p> |
| <p>都市計画基礎調査</p> | <p>都市計画法に基づき、都市現況及び将来の見通しを定期的に把握するための調査。</p> |
| <p>都市計画区域</p> | <p>都市計画法等の適用を受け、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要のある区域。</p> |
| <p>都市計画マスタープラン</p> | <p>都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村が行う種々の都市計画や、まちづくりの基本的な方向性（ビジョン）が示される計画。</p> |
| <p>都市構造の評価に関するハンドブック</p> | <p>各都市におけるコンパクトなまちづくりに向けた取組を支援する参考図書として、都市構造の評価手法をとりまとめたもの（国土交通省作成）。</p> |
| <p>都市再生特別措置法</p> | <p>社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を図ることにより、社会経済構造の転換を円滑にして、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とした法律。</p> |
| <p>都市のスポンジ化</p> | <p>都市の内部において、空き地、空き家等の低・未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象。</p> |

土砂災害警戒区域／土砂災害特別警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

「土砂災害特別警戒区域」は、その中から著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

な行

ネーミングライツ

「命名権」のことで、多くの人が集まるスポーツ・文化施設などに企業名や製品名などのブランド名を付ける権利。

農業振興地域内農用地区域

各市町村の農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める優良農地の区域。当該区域内の農地は、一般的に「青地農地」と呼ばれ、一部のわずかな例外を除き、原則的に農地転用は認められない。

は行

パーク&ライド

自宅から自家用車で最寄りの駅又はバス停まで行き、車を駐車させた後、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム。

非線引き

区域区分が定められていない都市計画区域。

や行

遊休市有地

何らかの理由によりその使用・稼働を休止し、活用されていない市有の土地。

誘導施設

都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設。

用途地域

都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の純化を目的として定められる 13 種類の地域。

第一種低層住居専用地域は、低層住宅のための地域。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられる。

第二種低層住居専用地域は、主に低層住宅のための地域。小中学校などのほか、150m²までの一定のお店などが建てられる。

第一種中高層住居専用地域は、中高層住宅のための地域。病院、大学、500m²までの一定のお店などが建てられる。

第二種中高層住居専用地域は、主に中高層住宅のための地域。病院、大学などのほか、1,500m²までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられる。

第一種住居地域は、住居の環境を守るための地域。3,000m²までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。

第二種住居地域は、主に住居の環境を守るための地域。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられる。

準住居地域は、道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。

田園住居地域は、農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられる。

近隣商業地域は、まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられる。

商業地域は、銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。住宅や小規模の工場も建てられる。

準工業地域は、主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられる。

工業地域は、どんな工場でも建てられる地域。住宅やお店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

工業専用地域は、工場のための地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

ら行

立地適正化計画

市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

立地誘導促進施設協定

レクリエーション用の広場、地域の催しの情報提供のための広告塔など、地域コミュニティやまちづくり団体（土地所有者等）が共同で整備・管理する空間・施設（コモンズ）について、地権者合意により締結する協定。

2. 策定経緯

◆検討スケジュールと内容

| 日付 | 会議等 | 内容 |
|----------------------|--------------------------------|--|
| 2018（平成30）年 9月18日 | 平成30年度第1回 菊川市立地適正化計画策定委員会・幹事会 | <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画の概要 立地適正化計画の検討スケジュール 菊川市の現状 |
| 2019（平成31）年 2月12日 | 平成30年度第2回 菊川市立地適正化計画策定委員会・幹事会 | <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画（基礎調査編）について 市民アンケート調査結果（中間報告）について 立地適正化計画推進協議会の設置について |
| 2019（令和元）年 5月21日 | 令和元年度菊川市都市計画審議会（第1回） | <ul style="list-style-type: none"> 菊川市立地適正化計画の基礎調査結果について |
| 5月28日 | 令和元年度 第1回 菊川市立地適正化計画策定委員会（幹事会） | <ul style="list-style-type: none"> 前年度の振り返りと今年度のスケジュール 都市機能誘導区域と誘導施設 居住誘導区域 |
| 6月27日 | 令和元年度 第1回 菊川市立地適正化計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 前年度の振り返りと今年度のスケジュール 都市機能誘導区域と誘導施設 居住誘導区域 |
| 7月22日 | 令和元年度 第1回 菊川市立地適正化計画推進協議会 | <ul style="list-style-type: none"> 基礎調査結果と今年度のスケジュール 都市機能誘導区域と誘導施設 居住誘導区域 |
| 10月1日 | 令和元年度 第2回 菊川市立地適正化計画策定委員会（幹事会） | <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画（第1～5章）修正箇所の確認 ①都市機能誘導区域の変更 ②居住誘導区域の詳細設定 誘導施策 計画の推進に向けて |
| 10月30日 | 令和元年度 第2回 菊川市立地適正化計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画素案（第1～5章）の修正箇所 ①都市機能誘導区域の変更 ②居住誘導区域の詳細設定 誘導施策 計画の推進に向けて |
| 2020（令和2）年 1月10日 | 令和元年度 第3回 菊川市立地適正化計画策定委員会（幹事会） | <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画策定スケジュールについて 立地適正化計画素案の修正箇所について ①都市機能誘導施設の変更 ②居住誘導区域の変更 ③その他の修正 |

| | | |
|--------|--------------------------------|---|
| 1月28日 | 令和元年度 第3回 菊川市立地適正化計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画策定スケジュールについて ・立地適正化計画素案の修正箇所について <ul style="list-style-type: none"> ①都市機能誘導施設の変更 ②居住誘導区域の変更 ③その他の修正 |
| 2月4日 | 令和元年度 第2回 菊川市立地適正化計画推進協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画策定スケジュールについて ・立地適正化計画素案について <ul style="list-style-type: none"> ①基礎調査 ②都市機能誘導区域と誘導施設・居住誘導区域 ③誘導施策・計画の推進に向けて |
| 7月13日 | 令和2年度 第1回 菊川市立地適正化計画策定委員会（幹事会） | <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールについて ・パブリックコメント意見について ・届出の手引きについて ・住民説明会・関係団体周知について |
| 7月29日 | 令和2年度 第1回 菊川市立地適正化計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールについて ・パブリックコメント意見について ・届出の手引きについて ・住民説明会・関係団体周知について |
| 10月14日 | 令和2年度 第1回 菊川市立地適正化計画推進協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画策定スケジュールについて ・計画書について <ul style="list-style-type: none"> ①基礎調査 ②誘導区域・誘導施設 ③目標値 ・届出の手引きについて |
| 12月15日 | 令和2年度菊川市都市計画審議会（第1回） | <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画について |

◆菊川市立地適正化計画推進協議会 委員名簿

菊川市立地適正化計画の策定及びその推進を図るため、関係者の意見を広く求めるための組織。

推進協議会は、学識経験を有する者、商工業関係団体の代表者・構成員又は職員、農業関係団体の代表者・構成員又は職員、医療・福祉関係団体の代表者・構成員又は職員、公共交通関係団体の代表者・構成員又は職員、金融関係団体の代表者・構成員又は職員、市民の代表者、行政機関の職員、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する 12 人以内で組織する。

| 職名 | 分野 | 氏名 | 摘要 | 備考 |
|-----|-----|---------------------|-------------------------------|----|
| 会長 | 学識 | おおさわ まさはる 大沢 昌玄 | 日本大学理工学部教授 | |
| 副会長 | 福祉 | おおはし まさみ 大橋 眞佐美 | 菊川市社会福祉協議会長 | |
| 委員 | 商工業 | まつした ともお 松下 知生 | 菊川市商工会副会長 | |
| 委員 | 企業 | たかの だいさく 高野 太作 | 企業交流会会長 | |
| 委員 | 農業 | ほり みちよ 堀 三千代 | 菊川市農業委員 | |
| 委員 | 医療 | いちかわ さちこ 市川 幸子 | 菊川市立総合病院 副院長兼看護部長 | |
| 委員 | 交通 | あらき りょうた 荒木 良太 | しずてつジャストライン(株) 運行企画部地域交通課長 | |
| 委員 | 金融 | はらき わかこ 原木 和加子 | 静岡銀行菊川支店 ビジネスリーダー | |
| 委員 | 市民 | はせがわ ひろひこ 長谷川 寛彦 | 天竜浜名湖鉄道(株) 代表取締役社長 | |
| 委員 | 市民 | おの えり 小野 恵理 | NPO法人 生活支援施設か すみ草 | |
| 委員 | 行政 | きっかわ ひろふみ 吉川 浩史 | 静岡県袋井土木事務所 都市計画課長 | |

協議会設立時

| 職名 | 分野 | 氏名 | 摘要 | 備考 |
|--------|----|------------------|--------------------------|-------------|
| オブザーバー | 行政 | じげ おさむ 地下 調 | 国土交通省中部地方整備局 建政部都市調整官 | 2019（令和元）年度 |
| | | かど しげひと 嘉戸 重仁 | 国土交通省中部地方整備局 建政部都市調整官 | 2020（令和2）年度 |

◆菊川市立地適正化計画策定委員会 委員名簿

菊川市立地適正化計画の円滑かつ効率的な策定に資するための庁内組織。

委員会は、委員長を副市長に、副委員長を建設経済部長とし、委員は、市職員の中から市長が任命する。

| 職名 | 名 称 | | 備 考 |
|------|----------|---------|-----------------------------|
| 委員長 | 副市長 | | |
| 副委員長 | 建設経済部 | 部長 | |
| 委員 | 総務部 | 地域支援課長 | |
| 委員 | 危機管理部 | 危機管理課長 | |
| 委員 | 企画財政部 | 企画政策課長 | |
| 委員 | | 財政課長 | |
| 委員 | 生活環境部 | 下水道課長 | |
| 委員 | 健康福祉部 | 福祉課長 | 2018（平成30）年度 |
| 委員 | | 長寿介護課長 | |
| 委員 | こども未来部 | こども政策課長 | 2019（令和元）年度、 2020（令和2）年度 |
| 委員 | 建設経済部 | 建設課長 | |
| 委員 | | 都市計画課長 | |
| 委員 | | 商工観光課長 | |
| 委員 | | 農林課長 | |
| 委員 | 教育文化部 | 教育総務課長 | |
| 委員 | 菊川市立総合病院 | 経営企画課長 | |
| 委員 | 菊川市消防本部 | 消防総務課長 | |

◆菊川市立地適正化計画策定委員会 幹事会 委員名簿

委員会に所掌事務を分掌させるため、幹事会を置く。

幹事会は、幹事長を建設経済部長、副幹事長を都市計画課長とし、幹事は市職員の中から委員長が任命する。

| 職名 | 名 称 | | 備 考 |
|------|----------|---------------|-----------------------------|
| 幹事長 | 建設経済部 | 部長 | |
| 副幹事長 | 建設経済部 | 都市計画課長 | |
| 幹事 | 総務部 | 調整室 | |
| 幹事 | | 地域支援課自治振興係長 | |
| 幹事 | 危機管理部 | 危機管理課防災計画係長 | |
| 幹事 | 企画財政部 | 調整室 | |
| 幹事 | | 企画政策課政策係長 | |
| 幹事 | | 財政課財政係長 | |
| 幹事 | 生活環境部 | 調整室 | |
| 幹事 | | 下水道課庶務係長 | |
| 幹事 | 健康福祉部 | 調整室 | |
| 幹事 | | 福祉課児童福祉係長 | 2018（平成30）年度 |
| 幹事 | | 長寿介護課高齢者福祉係長 | |
| 幹事 | こども未来部 | 調整室 | 2019（令和元）年度、 2020（令和2）年度 |
| 幹事 | | こども政策課こども政策係長 | 2019（令和元）年度、 2020（令和2）年度 |
| 幹事 | 建設経済部 | 調整室 | |
| 幹事 | | 建設課整備係長 | |
| 幹事 | | 都市計画課都市整備係長 | |
| 幹事 | | 商工観光課産業振興係長 | |
| 幹事 | | 農林課農地利用係長 | |
| 幹事 | 教育文化部 | 調整室 | |
| 幹事 | | 教育総務課施設係長 | |
| 幹事 | 菊川市立総合病院 | 経営企画課経営企画係長 | |
| 幹事 | 菊川市消防本部 | 消防総務課総務係長 | |

菊 川 市 立 地 適 正 化 計 画

発行：2021（令和3）年4月
菊川市 建設経済部 都市計画課
〒439-8650
静岡県菊川市堀之内 61 番地
TEL 0537-35-0932